平成27年度 優良PTA被表彰団体の決定について

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日 文部科学大臣決定 平成25年4月12日 一 部 改 正

1 趣 旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

- (1) 組織, 運営
 - ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
 - イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
 - ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
 - エ 予算,経理が適切であること。
 - オ 広報活動が活発に行われていること。

(2)活動

- ア 学校教育及び家庭教育に関する学習活動その他成人教育に関する諸活動が活発 に行われていること。
- イ 地域の教育環境の改善に効果を上げていること。
- ウ 児童・生徒等の学校外における諸活動の促進や生活指導に関する活動が活発に 行われていること。
- エ PTAの諸活動において、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図っていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内(ただし、指定都市を含む道府県にあっては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあっては5団体以内の推薦分をこれに加えることが出来る。)を選考し(選考にあたっては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。)、被表彰候補団体としての推薦順位を付し、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあたっては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考に当たっては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦された PTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則(昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号)第6条 の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

- 第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。
- (1) 組織・運営
 - ア 組織がよく整備されていること。
 - イ 会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
 - ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
 - エ 予算、経理が適切であること。
 - オ 広報活動が活発に行われていること。
- (2) 活動
 - ア 学校教育及び家庭教育に関する学習活動その他成人教育に関する諸活動が活発に行われていること。
 - イ 地域の教育環境の改善に効果を上げていること。
 - ウ 児童・生徒等の学校外における諸活動の促進や生活指導に関する活動が活発に行われていること。
 - エ PTAの諸活動において、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図っていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、表彰の期日において次の各号のいずれかに該当するPTAは、表彰の候補 者となることができない。
- (1) 過去3箇年の間に神奈川県教育委員会表彰、文部科学大臣表彰等を受けたPTA。
- (2) 発足した日から3年を経過していないPTA。

(推薦)

- 第3条 神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。
- 2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰表彰候補PTA推薦書(別紙様式1)に、表彰候補PTA調査票(別紙様式2及び別紙様式3)及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(被表彰PTAの選考)

- 第4条 教育長は、前条により推薦されたPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。
- 2 被表彰 P T A の決定に当たっては、優良 P T A 表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。 (表彰)
- 第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。
- 2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

- 第6条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。 (補則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。
 - 2 優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰要綱 (平成7年6月27日制定) は、廃止する。
- 附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則1この要綱は、平成 19年4月1日から施行する。附則1この要綱は、平成 21年4月1日から施行する。附則1この要綱は、平成 23年2月1日から施行する。附則1この要綱は、平成 25年2月1日から施行する。附則1この要綱は、平成 25年2月1日から施行する。附則1この要綱は、平成 26年1月14日から施行する。

別表

推薦者	推薦対象PTA	
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校及び高等学校のPTA	
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び 高等学校のPTA	
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の PTA	
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及 び高等学校のPTA	
神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中 学校のPTA	
神奈川県立高等学校PTA連合会会長	県立の高等学校及び中等教育学校のPTA	
神奈川県知的障害養護学校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA	
神奈川県肢体不自由養護学校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA	
神奈川県聾学校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA	
神奈川県盲学校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA	
神奈川県私学保護者会連合会会長	私立の小・中学校、高等学校及び中等教育学校の P T A	
横浜国立大学教育人間科学部長	横浜国立大学教育人間科学部附属小・中学校の PTA	

1 文部科学大臣表彰

被表彰団体2団体

団 体 名	会 長	校 長
川崎市立田島支援学校PTA	今中 純子	巴 好子
川崎市立上丸子小学校保護者と教職員の会	金久保雅也	岩間章

表彰式 : 11月19日(木) ホテルニューオータニ

2 神奈川県教育委員会表彰

被表彰団体5団体

団 体 名	会 長	校 長
川崎市立田島小学校PTA	長谷川 智一	中山 洋一
川崎市立御幸小学校PTA	松野・サヱ子	鈴木 和裕
川崎市立菅生中学校PTA	猿橋 直樹	長谷川 雅之
川崎市立菅小学校父母と先生の会	西山靖弘	國武 信行
川崎市立長沢小学校PTA	炭野 真宏	米田 正美

表彰式 : 11月16日(月) 神奈川県庁

【参考】(社)日本 PTA 全国協議会会長表彰

被表彰団体2団体

団 体 名	会 長	校 長
川崎市立南加瀬小学校PTA	目戸 幸雄	冨岡 寛
川崎市立金程中学校PTA	田畑 良和	新井 正明

※川崎市 PTA 連絡協議会からの推薦

表彰式: 11月19日(木) ホテルニューオータニ

被表彰団体業績

【文部科学大臣表彰】

川崎市立田島支援学校PTA

在校生と卒業生を支えるため、PTA活動の一環としてOBと連携した「いなほの会」活動を行っている。児童・生徒、 教員、地域などと連携しながら、納涼会やバザーを主催し、好評を得ている。

川崎市立上丸子小学校保護者と教職員の会

コミュニティスクールの活動に積極的に携わり、全会員がサポートメンバーとなるなど、会員の参加意識や学校・地域との連帯感が強く、その活動は他のPTAの模範となっている。

【神奈川県教育委員会表彰】

川崎市立田島小学校PTA

サポーター制度を取り入れ、各委員会に所属していない全てのPTA会員をサポーターとして7つの活動に振り分けることで、多くの会員が学校や子どもと関わり合う機会を作っている。関係機関とよく連携をとりながら防犯活動に力を入れ、他のPTAの模範となっている。

川崎市立御幸小学校PTA

9割以上の会員が委員会活動に参加し、充実したPTA活動を行っている。PTA会員及びOB・OGによる本の読み聞かせ活動では、本の選定にも携わるなど活動範囲を拡げ、「子どもの読書活動優秀実践団体」として文部科学大臣表彰を受けるなど、高い評価を得ている。

川崎市立菅生中学校PTA

地域と深く連携し、「地域ぐるみで子どもたちを育てる菅生」の実現に貢献している。各委員会や地域の活動を年 10回発行の「PTA運営委員会だより」で伝えることで、活動への積極的な参加を促し、他のPTAの模範となっている。

川崎市立菅小学校父母と先生の会

「希望調査後の抽選方式」で各委員の選出を行うことで、毎年委員未経験者を中心に委員会が構成され、透明性の高い運営となっている。全会員参加の「見守り隊」を発足し、90%の出動率となるなど、校外生活指導に力を入れていることは、他のPTAの模範となっている。

川崎市立長沢小学校PTA

家庭教育講座の開催や防犯安全活動、ベルマーク収集、資源回収、広報紙の発行など、基本的なPTA活動を堅実に継続している。地域の各団体と連携し、地域の教育力向上のために積極的に活動し、好評を得ている。